






相談支援体制のあり方の 検討に向けて

2 スケジュールと進め方

専門部会のスケジュールと進め方

- 設置期間は、令和5年度末（令和6年3月末）までとする
- R4年度に2回、R5年度に3回、計5回の開催を予定

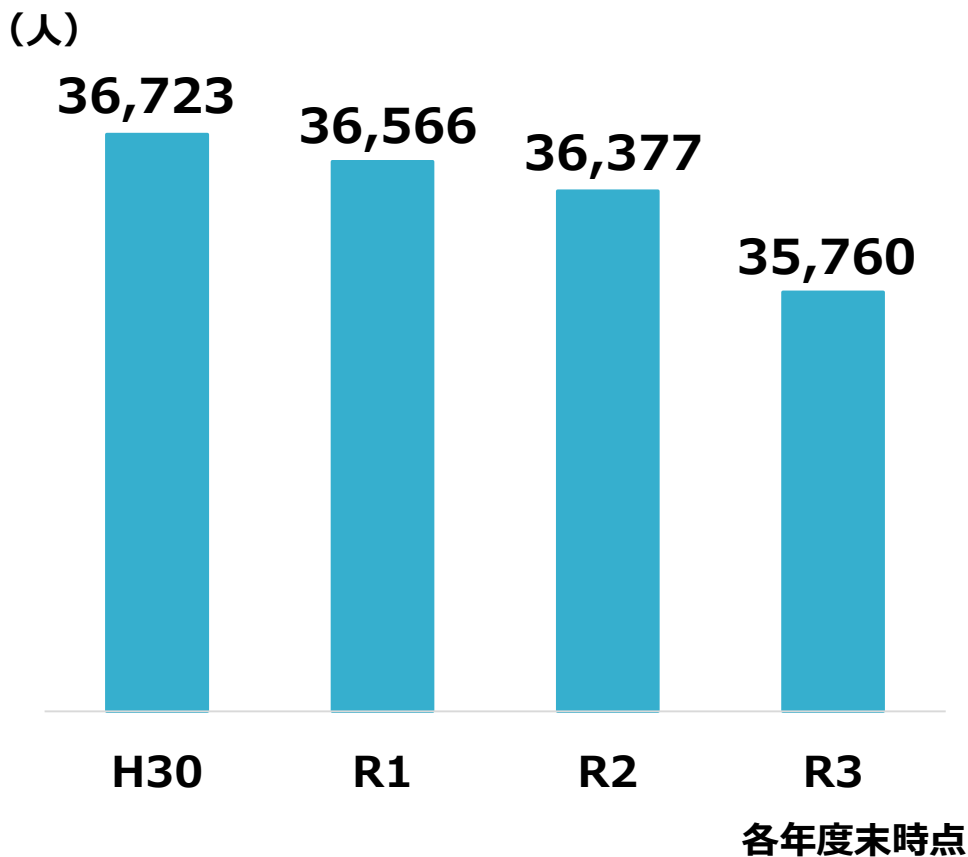
時期	R4.11月	～R5.2月	～R5.6月	～R5.10月	～R6.1月
会議					
審議内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 部会長の選出 2 進め方の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・設置の目的 ・現状・課題の共有 ・論点の整理 など 	<ol style="list-style-type: none"> 1 第1回のご審議・ご意見をふまえた評価・検討 <ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターを中心に、相談支援体制の充実・強化に向けた評価・検討 	<ol style="list-style-type: none"> 1 第2回のご審議・ご意見をふまえた検討 <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援体制の充実・強化に向けた検討 	<ol style="list-style-type: none"> 1 それまでのご議論・ご意見をふまえた相談支援のあり方の報告（案）へのご議論・ご意見 	<ol style="list-style-type: none"> 1 報告へのご審議・ご承認 <ul style="list-style-type: none"> → R6.3月 令和5年度本会への報告

※ 今後のご審議の進捗状況等によって、開催時期等に変更する可能性がある

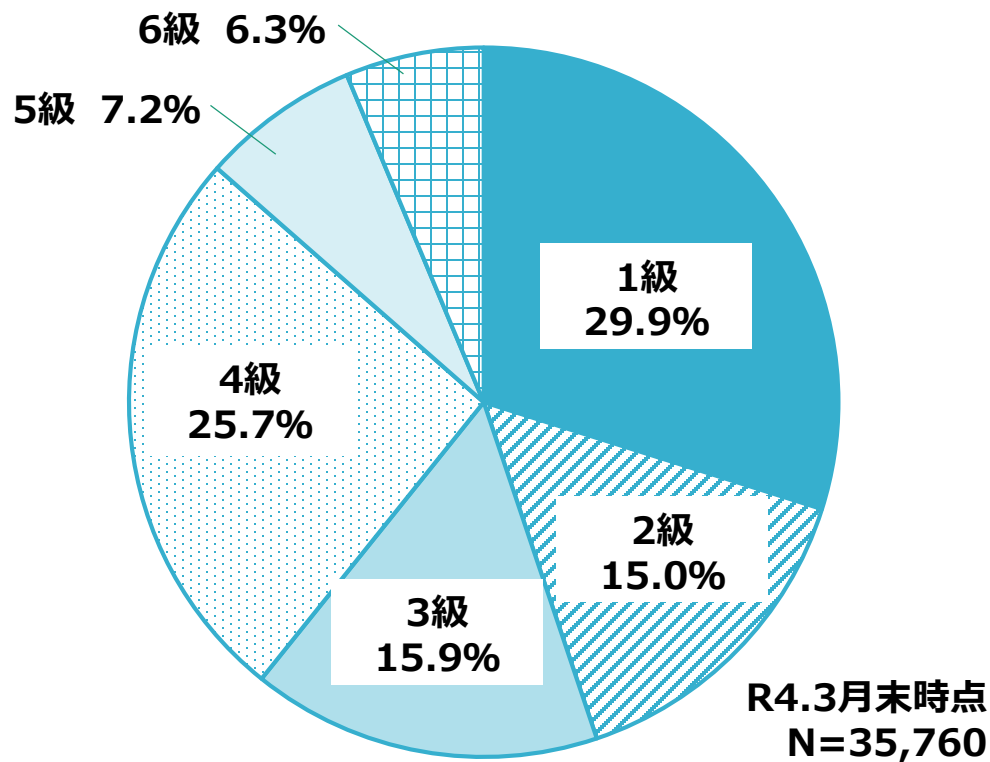
3 現状

身体障害者手帳所持者の推移とその内訳

- 身体障害者手帳所持者数は、減少傾向が続いている

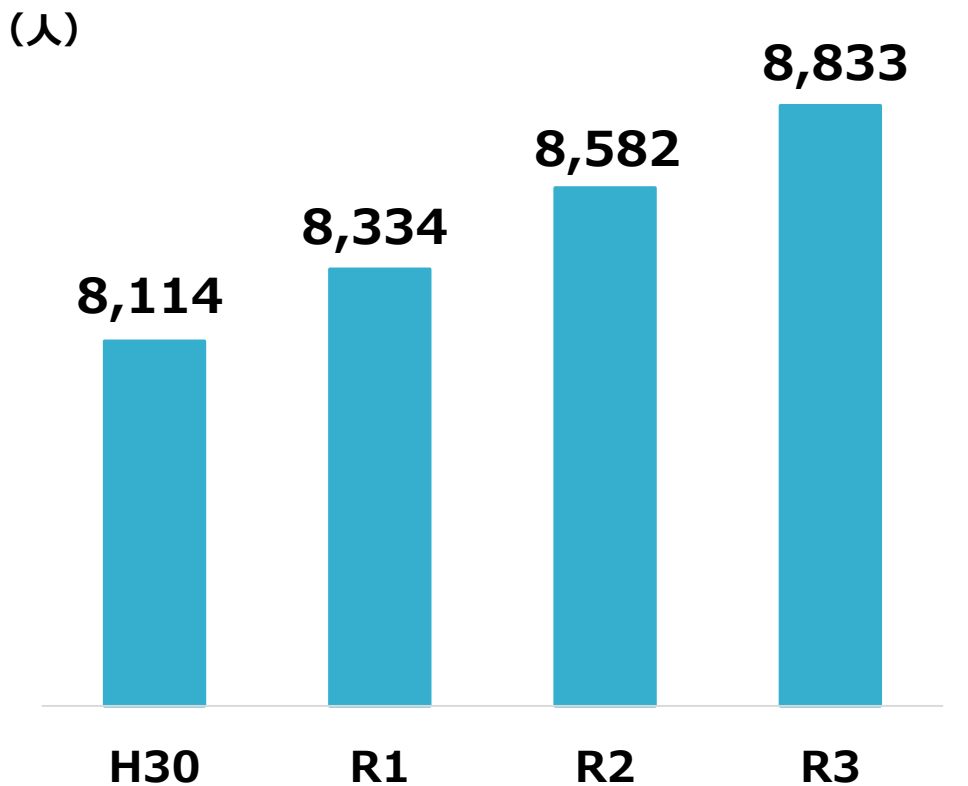


- その等級は、1級と4級の割合が高い



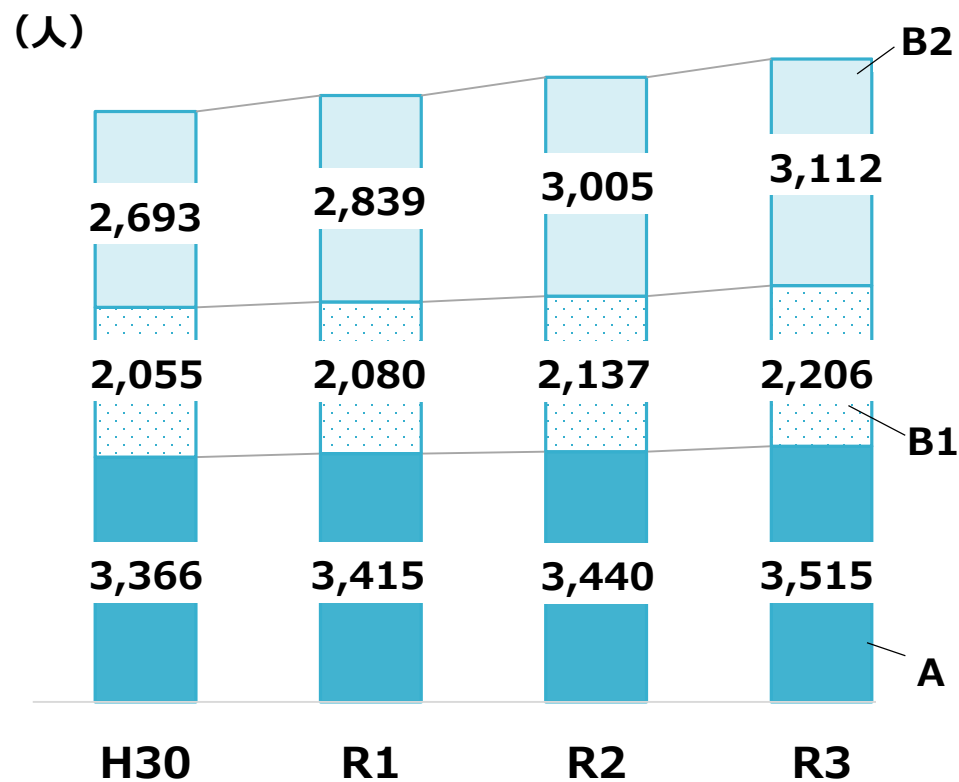
療育手帳所持者数の推移とその内訳

- 療育手帳所持者数は、増加傾向が続いている



各年度末時点

- その等級は、「B2」の割合が増えている



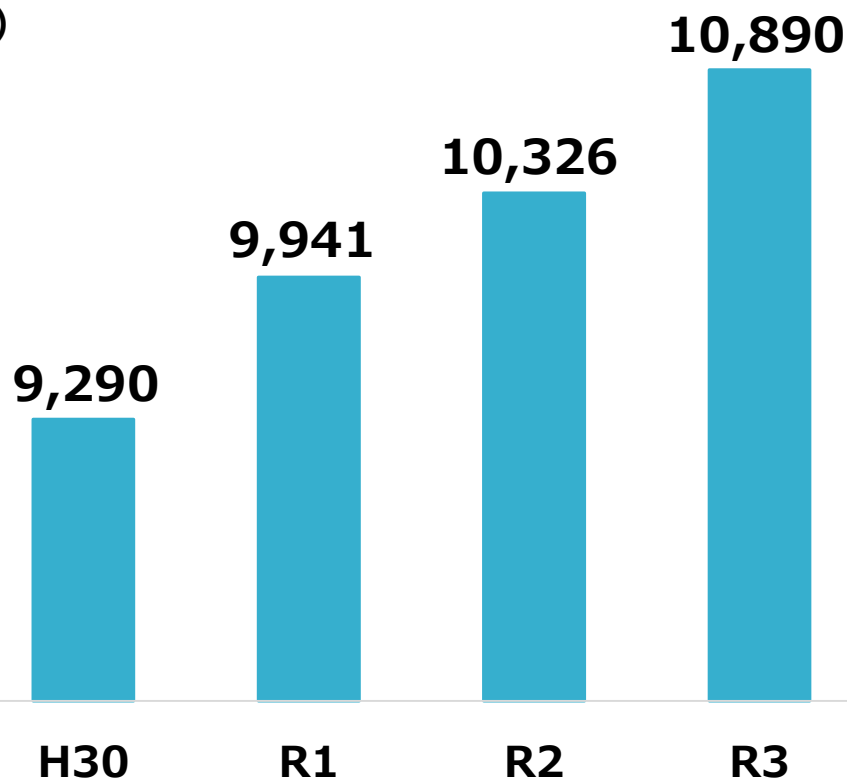
各年度末時点

精神障害者保健福祉手帳の推移とその内訳

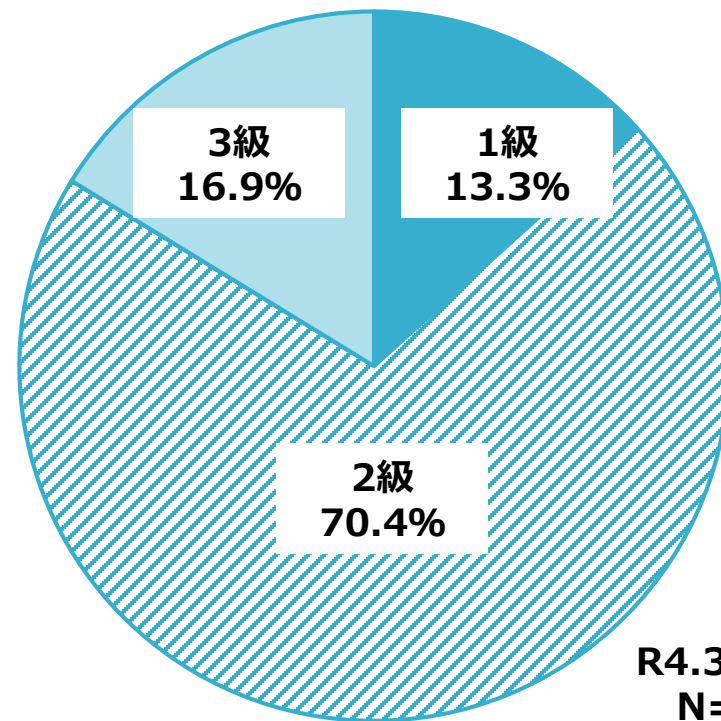
- 精神障害者保健福祉手帳
所持者は、増加傾向が続いている

- その等級は、
「2級」の割合が高い

(人)



各年度末時点



R4.3月末時点
N=10,890

障害者手帳別の所持者年齢階層

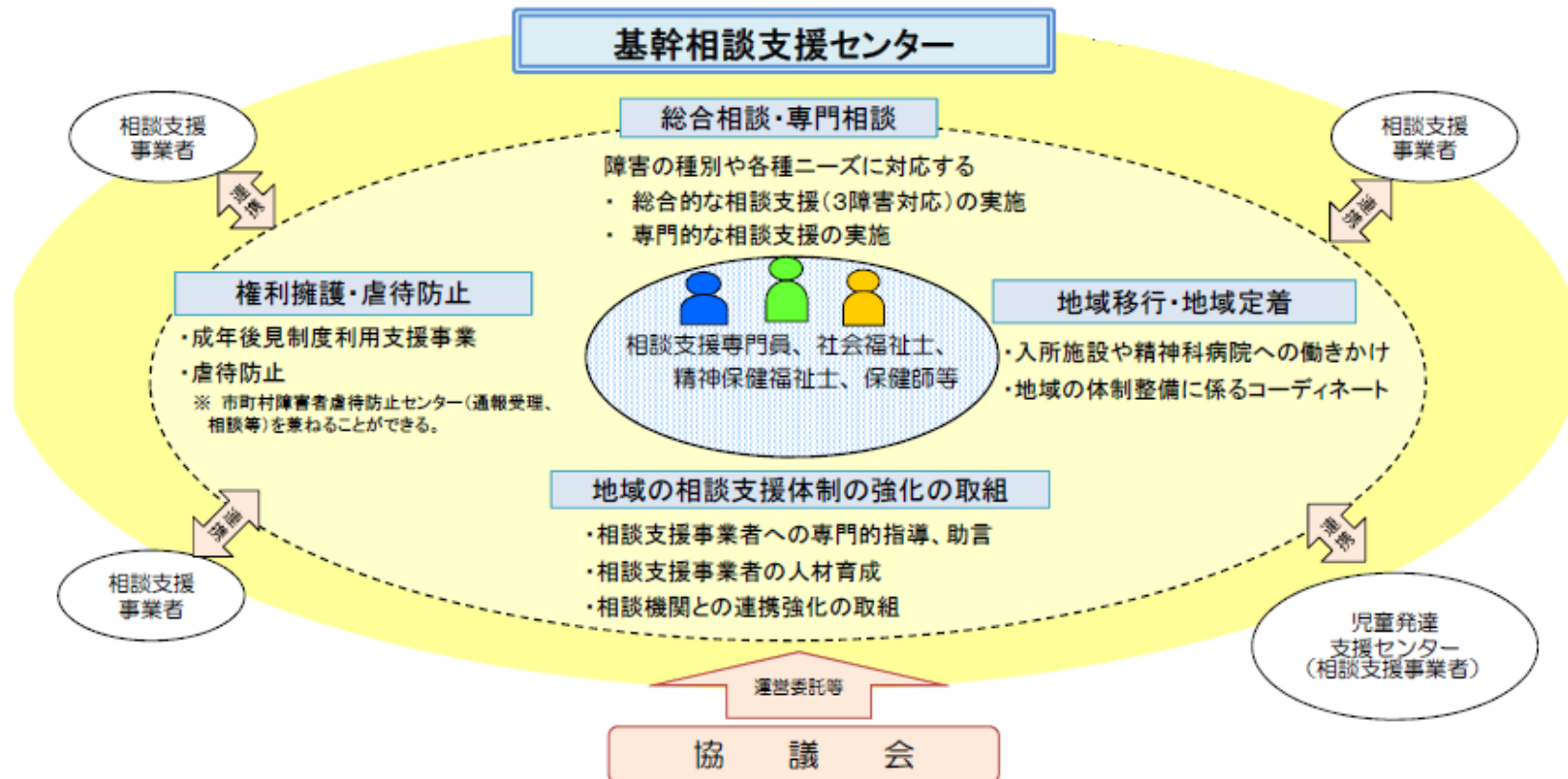
- 手帳種別によって、年齢階層の割合に違いがある

R4.3月末時点

	身体障害者手帳		療育手帳		精神障害者 保健福祉手帳	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
0歳～5歳	98	0.3%	343	3.9%	9	0.1%
6歳～17歳	461	1.3%	2,048	23.2%	498	4.6%
18歳～39歳	1,591	4.4%	3,434	38.9%	2,468	22.7%
40歳～64歳	6,927	19.4%	2,528	28.6%	5,848	53.7%
65歳以上	26,683	74.6%	480	5.4%	2,067	19.0%
計	35,760	100.0%	8,833	100.0%	10,890	100.0%

基幹相談支援センター

○ 国が示す業務内容【イメージ図】



堺市における障害者相談支援体制

<第3層>

c. 地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など

- 総合的・専門的な相談の実施
- 地域の相談支援体制強化の取組
- 地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成
- 地域の相談機関との連携強化
- 地域移行・地域定着の促進の取組
- 権利擁護・虐待の防止

主な担い手：総合相談情報センター（総合C）・障害者基幹相談支援センター（基幹C）

<第2層>

b. 一般的な相談支援

- 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導）
- 社会生活力を高めるための支援
- ピアカウンセリング
- 権利擁護のために必要な援助
- 専門機関の紹介

主な担い手：障害者基幹相談支援センター（基幹C）

<第1層>

a. 基本相談支援を基盤とした計画相談支援

- 基本相談支援
- 計画相談支援等
- ・サービス利用支援 ・継続サービス利用支援

主な担い手：指定特定相談支援事業所

基幹C・総合C

○ 相談員等の人員配置

令和4年4月1日 現在

	堺区	中区	東区	西区	南区	北区	美原区	小計	総合C	計
人員	6	5	4	5	7	4	4	35	3	38
有資格者 (社会福祉士等)	5	5	4	5	6	4	3	32	3	35

- 人員の配置基準等については、定めがなく、
国の「地域生活支援事業要綱」において、主任相談支援専門員、
社会福祉士、精神保健福祉士等を配置が例示されているのみである

これまでの相談実績

○ 相談実人数と相談のべ件数の推移

	H30	R1	R2	R3
相談 実人数	3,240	3,216	3,049	3,193
新規相談 実人数	1,120	974	898	932
相談 延べ件数	70,532	66,445	69,701	72,506

- 相談実人数は、約3,000名で推移しており、横ばい状態
- 相談延べ件数は、約70,000件で、R1年度以降、増加傾向

地域づくり・地域の体制整備に関する実績

○ 地域の体制整備の主な取組

- 基幹C・総合Cの協働のもと、地域の体制整備の取組を行っている

	単位	R1	R2	R3
地域援助 (*1)	回	346	265	324
(再掲) 地域向け研修	回	4	3	5
	参加人数	144	101	138

*1 研修の実施や関係会議への出席によるネットワークの構築の回数

- 区自立支援協議会の開催・運営 (7区)

	単位	R1	R2	R3
区自立支援協議会の 開催・運営 (*2)	回	249	204	260

*2 総合Cの参画実績も含む

地域づくり・地域の体制整備に関する実績

● 勉強会等の取組

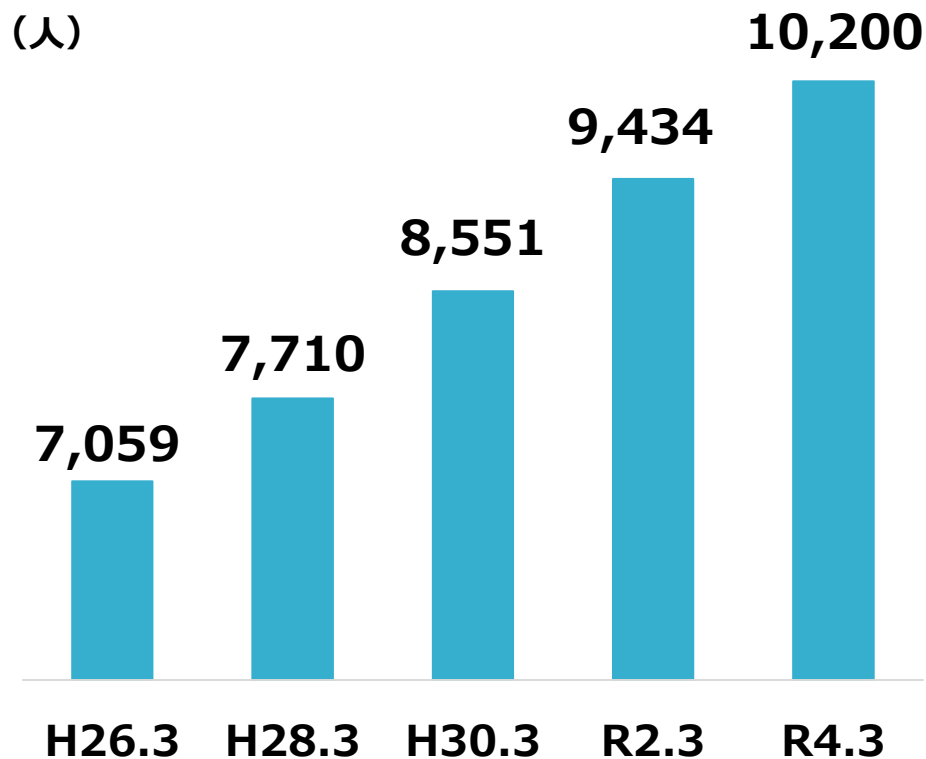
	単位	R1	R2	R3
現任研インターバル① 勉強会 (*1)	回	R2年度より 実施	4	4
	受講人数		33	44
相談支援 サポート事業	回	10	8	9
	登録人数	24	37	39

上記の取組のほかにも、基幹Cにおいては、相談支援従事者初任者研修（初任研）のインターバル期間における受講生の受入れ等も行っている。

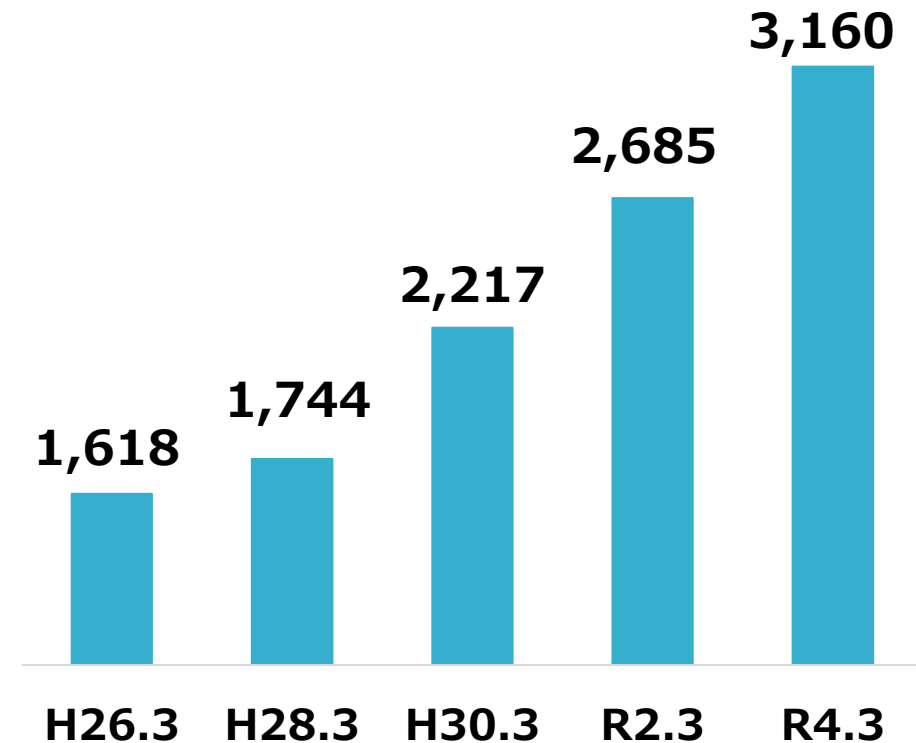
*1 相談支援専門員は、その業務を継続するため、5年毎に、相談支援従事者現任研修（現任研修）を受講しなければならない。その研修期間において、「実事例の課題について、インターバル受入先から意見・助言等を受けて支援を実施する」という課題があり、堺市では、その課題の受け皿として、「**現任研インターバル①勉強会**」を実施している。

障害福祉サービス利用者数の推移（再掲）

- 障害福祉サービス利用者は増加している

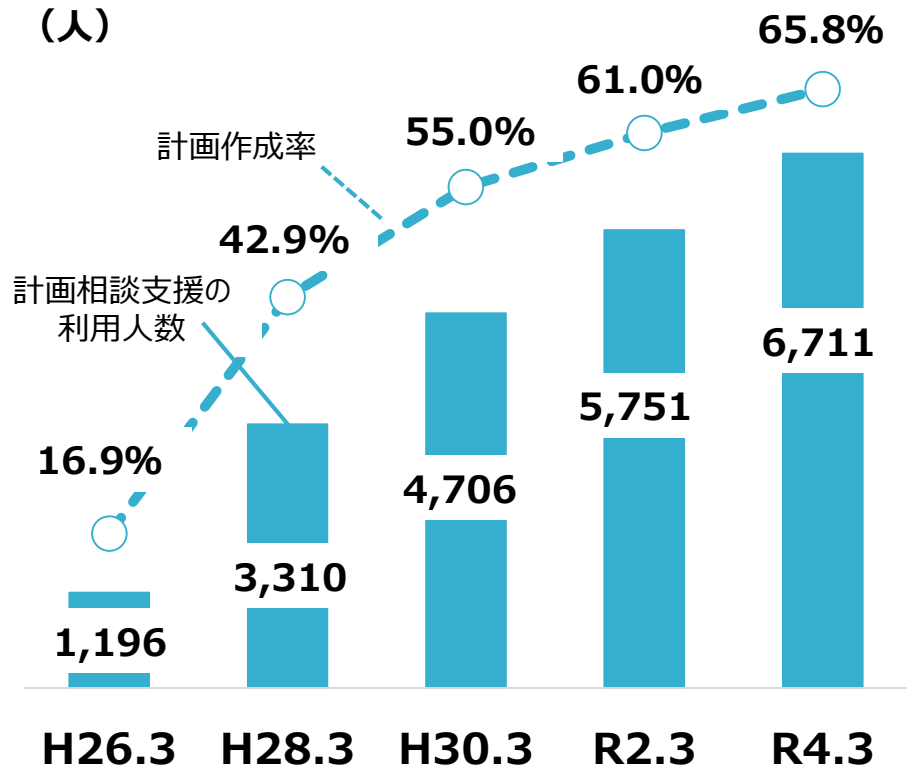


- 障害児通所支援利用者数は増加している

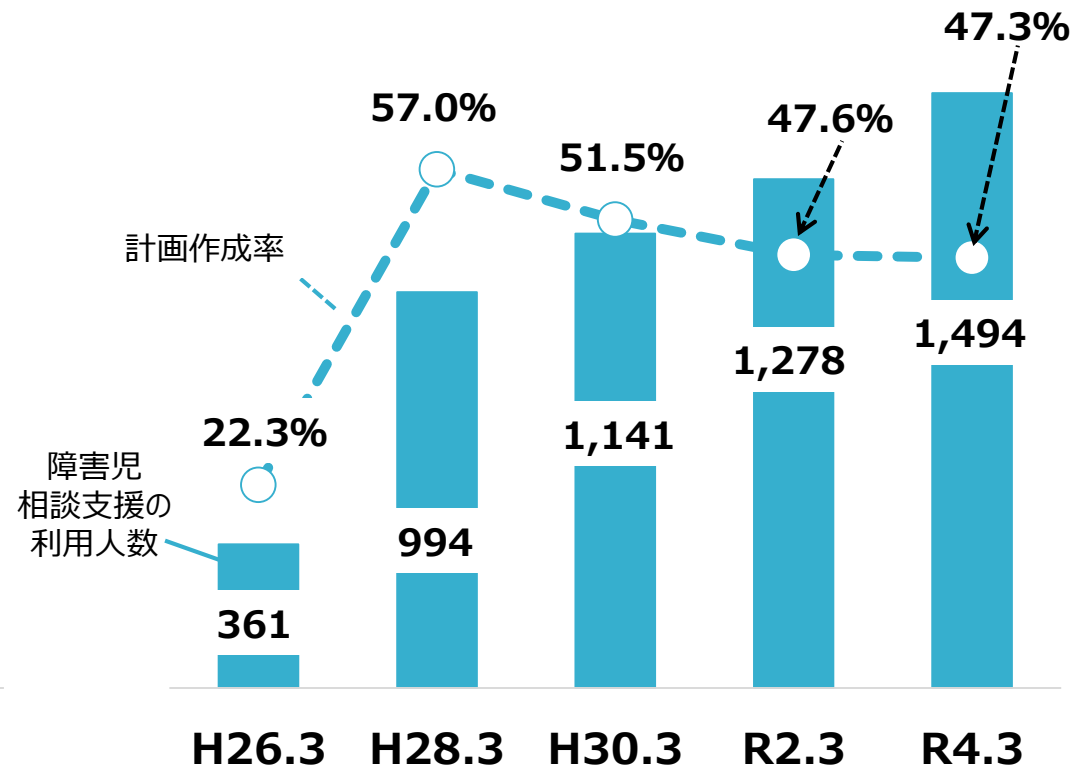


計画相談支援等の利用者等と計画作成率の推移

- 計画相談支援の利用者と計画作成率は、増加している



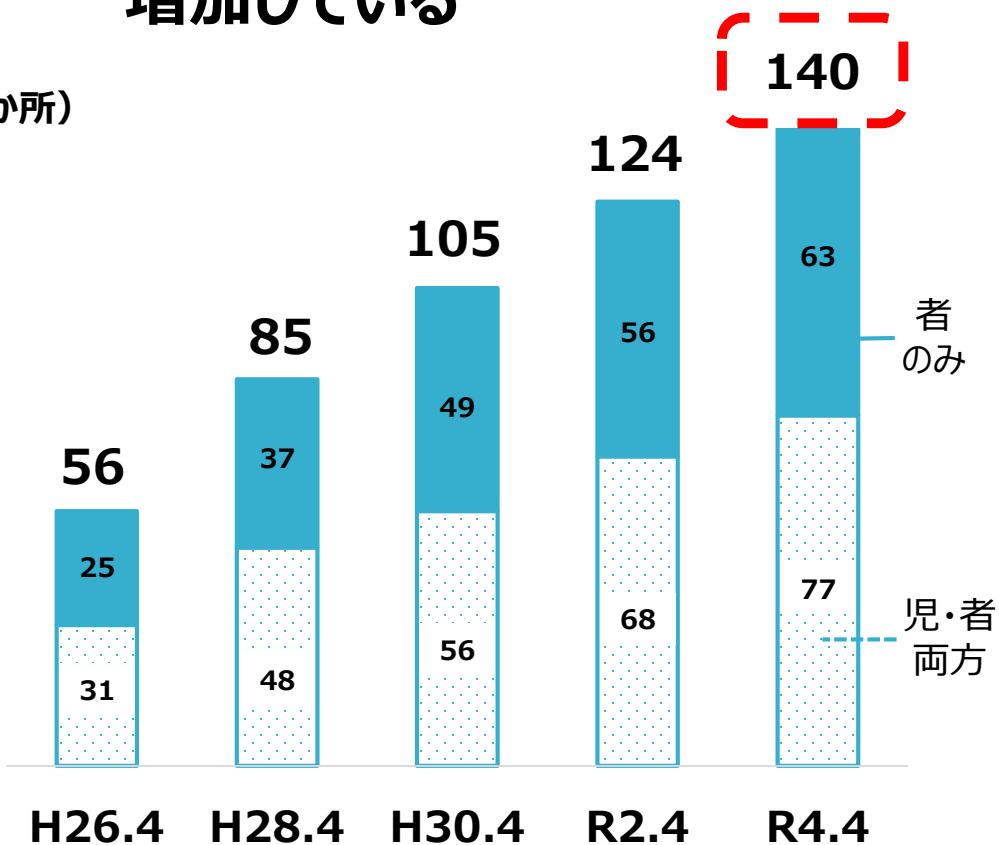
- 障害児相談の利用者は増加、計画作成率は微減傾向である



計画相談支援事業所数と相談支援専門員数の推移

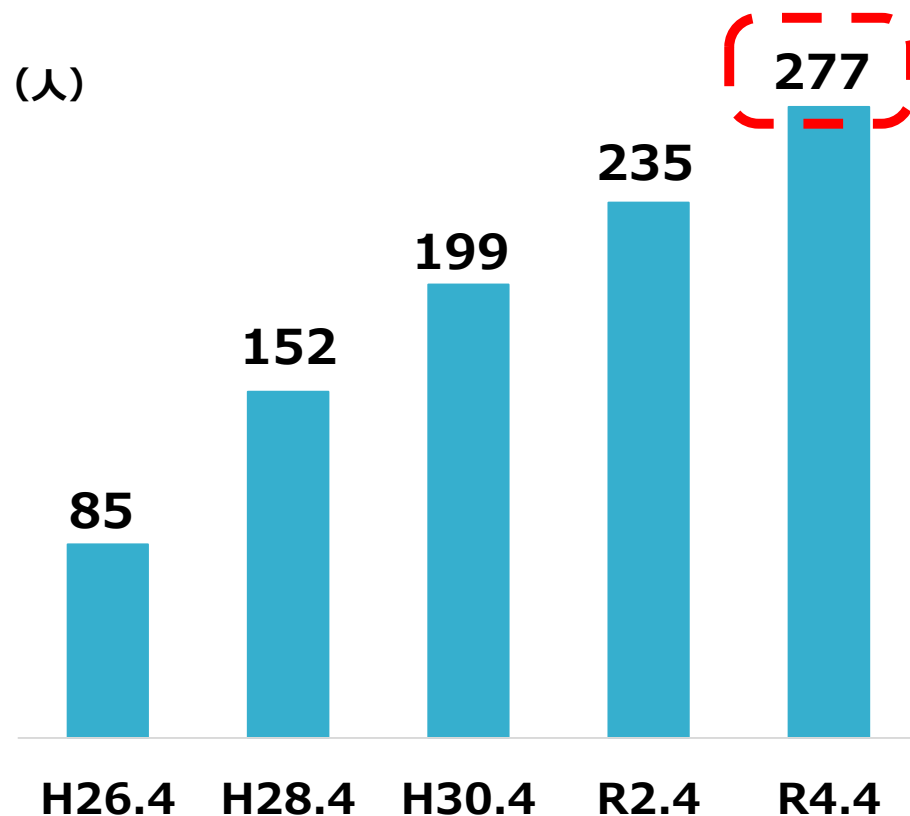
- 計画相談事業所数は、増加している

(か所)



- 相談支援専門員数も、増加している

(人)



主任相談支援専門員とは

○ 堺市における主任相談支援専門員の具体的な役割

● 堺市主任相談支援専門員連絡会等への参画依頼

- ◇ 堺市主任相談支援専門員連絡会への参加（堺市主催、年数回開催）
 - ◆ 「現任研インターバル①勉強会」や「相談支援サポート事業」への協力の情報共有等
- ◇ 各区の自立支援協議会等への積極的な参画

● 現任研インターバル①勉強会への協力依頼

- ◇ 現任研の研修期間における課題の受け皿として、「現任研インターバル①勉強会」を実施
受講生1名に対し、主任相談支援専門員2名より助言を行う形式にて実施

● 相談支援サポート事業への協力依頼

- ◇ 総合C・基幹Cが、堺市からの委託により、6月より月1回（全9回、毎月第3金曜日）開催
ミニ講座の講師、グループワークでのアドバイスをするサポーターとしての協力を依頼

主任相談支援専門員数

○ 堺市における主任相談支援専門員数

R4.3月末時点

	堺区	中区	東区	西区	南区	北区	美原区	計
基幹C	2	1	1	2	1	1	1	9
指定特定 事業所	3	5	3	4	4	5	0	24
小計	5	6	4	6	5	6	1	33

堺区・基幹Cの2名には、総合Cを含む。

● 府内における主任相談支援専門員養成者数：合計126名

R4.3月末時点

4 論点

主な論点

① 基幹C・総合Cにおける実績への評価について

- 基幹Cにおいては、総合Cと連携しながら、
 - ・ 福祉サービスの利用に向けた相談支援
 - ・ 福祉サービス利用者やその支援者等への相談支援
 - ・ 地域移行等の総合的・専門的な相談窓口
 - ・ 区自立支援協議会の運営と、
それによる地域のネットワークの構築等の地域援助 等
の役割・機能を担っている
- これまでの役割・機能への「評価」が必要ではないか

主な論点

② 相談支援体制の充実・強化に向けて

- 福祉サービス利用者の増加にともない、相談支援専門員も増加しているが、その利用を希望しているにもかかわらず、計画相談支援を利用できない事案が生じている
- 相談支援専門員のスキルアップ、人材確保・育成を目的に、基幹C・総合Cと主任相談支援専門員との協働による相談支援体制の充実・強化とその仕組みづくりに向けた「検討」が必要ではないか

主な論点

③ 相談支援体制のあり方の検討について

- 堺市における相談支援体制の各階層について、
＜第1層＞は計画相談支援事業所が、
＜第2層＞は基幹Cが、＜第3層＞は基幹C・総合Cが、
主にそれぞれの役割・機能を担っている
- 区役所相談窓口との連携や主任相談支援専門員の
役割も含めて、各階層の役割・機能を再確認し、
「相談支援体制のあり方の検討」が必要ではないか